

大 監 第 9 1 号

平成 27 年 3 月 16 日

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	石 原 信 幸
同	松 崎 孔

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成27年1月26日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

大阪市(住之江区役所)は、住之江区A地域活動協議会（以下「A地活協」という。）へ平成25年度地域振興活動事業補助金4,290,000円を交付した。

区補助金は、交付要綱に基づき、地域活性化事業に対してその用途を限定し、目的以外に支出してはならないと定めている。また、その用途に関しては、各地区地域活動協議会（以下「地活協」という。）は、事業実績報告書および決算報告書(出納簿、領収書)等を区に提出し区のチェックを受けねばならない。

平成25年度A地活協の収支報告書等、情報公開請求で得た資料で確認したところ、本年度もまた領収書改ざんや虚偽作成と見られるものがあつた。

住之江区長らは厳正なチェックを怠り、不適正な事務処理や会計処理等をそのまま追認し補助金を交付している。これらの支出は市・区の違法不当な公金の支出であり、市の損害にあたる。

監査委員は以下に示す市の損害を賠償させるなど区長らの処分等必要な措置を講じるよう市長に対し勧告されたい。以上、地方自治法242条1項に基づき事実証明書を添付して請求する。

2 違法不当支出内容

住之江区A地活協補助金交付決定額 4,290,000 円。内訳は、9 事業に 3,731,000 円、運営費に 559,000 円である。

(1) 青色パトロール活動事業 収入 316,286 円 内補助金 315,000 円

大阪府防犯協会A支部は長年にわたり同協会の援助のもとに、防犯活動を行ってきた(防犯委員は地区社会福祉協議会会長兼防犯協会支部長の個人的選任による)。最近、大阪市が青色パトロールの活動に関して、ガソリン代を補助することになったため、防犯協会A支部の活動そのものを地域活動事業として補助金申請したものである。同支部は地活協の構成団体でない。

自動車保険料、車検代の領収書等は地活協宛に改ざんされた形跡が見られる。前年度までは防犯協会からの補助であった。防犯協会と二重に支払われているのではないか。また、駐車場代金は、地活協会長の経営する有限会社所有地とのことであるが、領収書の住所記載もなく、2枚の領収書の宛名が異なっているなどずさんなものである。

9月10日付けB自動車91,000円の車検代領収書の宛名は地活協名を貼り付けてコピーした形跡が見られ、区役所職員は領収書の元本で確認できるはずであるが、これを怠り、黙認して安易に補助金を交付した。

青色パトロール活動に関する補助金は前年度までは防犯協会の補助で運営されていたもので、地域独自の青パト活動を対象としたものでない。すべての地域が独自の青パト事業を行っているわけではない。また、青パト事業全体の収支内訳のわかる資料が提出されていないなかで、防犯協会と地活協に二重に請求しているのではないかと疑義が生じる。区長は地域団体会長の言い分をそのまま認め、区役所の担当職員らは誠実な職責を怠っている。青パト活動に支出された補助金315,000円は全額交付を取り消し市に返還させるべきである。

(2) 地域福祉活動推進事業 収入額 1,698,816 円 補助金額 1,673,310 円

これもカラオケ事業や会館運営等それぞれの全体の収支が明らかでない。カラオケ利用者からは、老人会あるいは単位町会がカラオケ情報料を利用者として負担していると聞いている。

そもそも東部文化会館、西部会館を利用した「カラオケ」は、一部グループの同好会活動であるから、補助金から情報料すべてを充てるのは公平・公正でなく、補助金充実に適当でない。これもまた昨年度までは補助金の対象でなかった。他の太極拳等と同じ扱いにすべきである。

会館の規約には、地域住民全体に関する会場使用に関しては無料と定めている。同好会的なものは利用者が一部を負担すべき。情報料までも補助金で支払うのは他のグループに対しても公平でない。会館使用料に関しても、会館規約どおりふれあ

い喫茶、ネットワーク委員会会議等は無料の筈である。昨年まではどのようになっていたのか、変更があったとすればどのように決められたのかなどを説明すべきである。また、地域活動事業のなかでも使用料を負担しないで会館を利用している場合との差について理由を明らかにすべきである。

1,673,310 円を返還すべきである。

(3) 食事サービス事業 米代と会場使用料のみを補助金充当 716,472 円

事業全体の収支不明。個人負担額や配食数等の記録なし。区役所はどのように検査を行ったのか。配食サービスの弁当数不明、その他の行事での弁当販売数も不明。また、会館使用料の領収書に 26 年度発行のものが混入している。領収書のまとめ発行の疑いがある。寝たきり、一人世帯の高齢者、高齢者世帯に対する食事サービスというが、配食申込みを募るわけでもなく、どのようにサービス対象者を決めているのか知らされていない。

A地区では、配食を受ける対象者は 65 歳以上が 817 世帯(41.85%)と言われるが、実際に配食を受けている世帯は 1 割にも満たない。

また、会食会を年 8 回開催しているが、寝たきり高齢者は参加できない。

地活協の目的である広く地域住民の福祉のために誰もが気軽に参加できる事業が展開されている状況にない。住民には事業の詳細がほとんど一部を除き知らされていない。

一部のための食事サービスへの補助金は地活協会則等に反し、交付すべきでない。716,472 円は返還させるべきである。

返還請求総額:4,290,000 円 (上記 3 件を含む事業補助金総額が違法な区長判断によるものであるため)

追記: 1 月 21 日の請求と同趣旨ですが、請求人 2 人は地元住民として内部事情を知り得ていることなどから、特別に区長メールを事実証明書として提供し、請求します。

区長と地域団体会長との密接な様子や市にたいする報告がいかにも事実と異なるものが良くわかります。担当部局の地域「調査」の実態を示す証拠です。

このような区長の判断により交付された補助金は全額返還されるべきであり、4,290,000 円を市に返還するよう、市長に交付取り消し(市の損害返還請求および会長の不当利得返還請求)等必要な措置を勧告されたい。

昨年の NPO 法人をからませた住民監査請求の案件を思い起こしていただきたい。

さらに、区長メールに含まれる個人情報漏えいや人権侵害等違法行為についても相応の処分を求めるよう市長に勧告していただきたい。

(監査委員注記: 請求の要旨は、原則として請求人が提出した監査請求書の原文のままを記載し、事実証明書の内容は省略した。)

3 請求の受理

本件請求は、A地活協に係る平成 25 年度の地活協補助金のうち、青色パトロール活動（以下「青パト事業」という。）、地域福祉活動推進事業のうちのカラオケ事業（以下「カラオケ事業」という。）及び高齢者食事サービス事業（以下「食事サービス事業」という。）について、領収書の改ざんや虚偽作成と見られるものがあるとして、当該補助金の返還を求める必要があるにもかかわらず、返還を求めていることが違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとして住民監査請求がなされたものと解され、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

しかし、本件請求のうち、上記の青パト事業、カラオケ事業及び食事サービス事業以外にも平成 25 年度の地活協補助金の全額返還を求めている部分は、当該費用に関する個別具体的な不正行為等を窺わせる記載はなく、対応する事実証明書の添付もないため、法第 242 条に規定する財務会計上の行為又は怠る事実該当せず、同条に規定する要件を満たさないと判断せざるを得ない。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

A地活協に係る平成 25 年度の地活協補助金のうち、青パト事業、カラオケ事業及び食事サービス事業について、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成27年2月10日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、「野田地域活動協議会収支決算書」、「平成25年度大阪市平野区地域活動協議会補助金収支決算書」、「平成24年度住之江防犯協会A支部決算報告書」、「平成24年度住之江防犯協会A支部予算書（案）」、「全国防犯協会連合会組織図」、「公益社団法人大阪府防犯協会連合会定款」及び「公益社団法人大阪府防犯協会連合会について」の提出があった。また、平成27年3月10日に請求人からは、新たな証拠としてC町会の「平成25年度事業報告」及び「老人会25年度会計報告書」の提出があった。

「住之江区長の誤発信メールにたいする質問状」、「住之江区長の誤発信メールにたいする質問状に対する回答」、「大阪市立中央図書館利用サービス担当から請求人宛の文書」の提出があった。

請求人からは、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は次のとおりであ

る。

- ・そもそも青パト事業とは何かきちんと監査してもらいたい。
- ・食事サービス事業については、訪問時に地域の方とのつながりを深めることも目的である。1回の配食が50～60食で良いのかとは言っているが、回覧も回ってこない。

3 監査対象区の陳述等（11頁に詳述）

住之江区を監査対象区とし、平成27年2月19日に住之江区長並びに関係職員より陳述等を聴取した。

4 現地調査（17頁に詳述）

平成27年3月3日に行政委員会事務局監査部職員が関係人から聴き取りや関係書類の調査を行った。

5 関係人調査（18頁に詳述）

平成27年3月6日に監査委員が関係人から聴き取り等の調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 補助金

法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

なお、「公益上必要がある」か否かは、当該団体が個々の事例に即して認定するが、全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならない（行政実例昭和28年6月29日）。

(2) 地活協に関する要綱

地活協に対する補助金の交付の基準に関する要綱（平成25年4月1日施行）第2条第1項には、地活協とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいうとされている。

平成26年4月1日現在、本市では合計325地域において地活協の設立がなされており、住之江区では、14地域において地活協が設立されている。

地活協の設立後、これまで本市（区役所、局等）から各事業に交付されていた補助金は、区役所から地活協に一括交付され、地活協から各事業に交付されることとなり、住之江区は、大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行 ※別紙 1）を制定した。

今回の監査の対象となった A 地活協には、大阪市住之江区 A 地域活動協議会規約（平成 25 年 3 月 18 日施行 ※別紙 2）が規定され、各町会、地区社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連絡会、高齢者食事サービス委員会、小学校 PTA などの 42 団体から構成されている。

（3）まちづくりセンター

住之江区は、平成 24 年 10 月から「まちづくりセンター」（中間支援組織）に業務委託を行い、地活協の形成支援及び地域の自立運営にかかる支援（会計事務支援等）を行っている。

また、その仕様書には、「本業務委託については、地域実情に合わせ、市民局及び各区役所の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。」とされている。

なお、平成 24、25 年度は、市民局及び住之江区等が社会福祉法人大阪市社会福祉協議会、りそな総合研究所株式会社、社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会等と業務委託契約を、平成 26 年度は、住之江区が社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会と業務委託契約を締結している。

（4）大阪市住之江区 A 地活協

平成 25 年度の住之江区 A 地活協補助金の申請、交付手続は、A 地活協の会長が、平成 25 年 4 月 30 日に市長あてに年間事業計画書等を添付した補助金交付申請書（活動費補助金 3,731,000 円及び運営費補助金（申請上限額が活動費補助金申請額 $\times 0.5 \times 0.3$ ）559,000 円の合計 4,290,000 円）を提出している。

上記の申請書等を住之江区が審査のうえ、平成 25 年 8 月 15 日に交付決定し、A 地活協に補助金交付決定通知書（申請書と同額）を交付している。

また、A 地活協の会長が平成 25 年 9 月 5 日に補助金 4,290,000 円を請求し、住之江区は平成 25 年 9 月 18 日に同額を A 地活協に交付している。

なお、実績報告書は、A 地活協の会長が、平成 26 年 3 月 31 日に市長あてに年間事業報告書や領収書の写し等を添付した補助金実績報告書（交付決定額 4,290,000 円・精算額 4,290,000 円）を提出している。

平成 25 年度 A 地活協補助金の活動費補助事業のうち 3 事業（青パト事業・カラオケ事業・食事サービス事業）にかかる主な内容は次のとおりである。

ア 青パト事業

（ア）活動指定分野

防犯・防災

(イ) 目的・必要性

自主防犯パトロールを行うことにより防犯の広報活動、危険個所の点検等を実施し、地域の安全と安心に寄与する。

(ウ) その他

平成21年3月16日付け生総第4号により大阪府警察本部長より住之江防犯協会A支部あてに、同支部が青色回転灯を自動車に装備して自主防犯パトロールを適正に実施することができる団体であることを証明する証明書が添付されている。

(エ) 事業収支予算

経費区分等	金額 (円)	内 訳
消耗品費	25,000	車両用品の購入経費
燃料費	48,000	ガソリン代
備品修繕費	30,000	車両の整備、修繕等経費
保険料	92,800	任意保険
使用料・賃借料	120,000	駐車場代@10,000円×12か月
公課費	7,200	軽自動車税
合 計	323,000	

(オ) 事業収支決算

経費区分等	金額 (円)	内 訳
燃料費	52,736	ガソリン代
保険料	51,850	自動車保険料
賃借料	120,000	駐車場代@10,000円×12か月
公課費	91,700	車検代
合 計	316,286	
補助金充当分	315,000	

イ カラオケ事業

(ア) 活動指定分野 子ども・青少年、福祉、健康、環境

(イ) 目的・必要性 人々が安心して暮らせるまちづくりを目指す体制づくりと支援活動を通じて地域住民の福祉の向上を図る。

(ウ) 事業収支予算 (抜粋)

経費区分等	金額 (円)	内 訳
使用料・賃借料	520,000	福祉ふれあい定例活動用会館使用料 (各種学習会、唄会、寺子屋ほか)

		文化会館 (@1,000×260回) 西部会館 (@1,000×260回)
合 計	520,000	

(エ) 事業収支決算 (抜粋)

経費区分等	金額 (円)	内 訳
消耗品費	390,600	カラオケG50Ⅱ情報料 文化会館 (@13,650×6回+@18,900×6回) 西部会館 (@13,650×6回+@18,900×6回)
使用料	336,000	カラオケ使用 文化会館 (@1,000×168回) 西部会館 (@1,000×168回)
合 計	726,600	
補助金充当分	726,600	

なお、使用料について、文化会館の260回のうち、カラオケ事業に168回、その他事業（寺子屋、子供青少年支援部会会議等）に92回使用し、西部会館の260回のうち、カラオケ事業に168回、その他事業（生涯学習及び諸会議）に92回使用している。

ウ 食事サービス事業

(ア) 活動指定分野 福祉、健康

(イ) 目的・必要性 地域内に居住するひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者等に対して食事を提供する事業を実施し、対象者の健康増進と地域社会の交流を深めることを目的とする。

(ウ) 事業収支予算

経費区分等	金額 (円)	内 訳
消耗品費	400,000	消耗品材 (割箸、使い捨て容器、茶葉等)
使用料・賃借料	330,700	各種活動時会館使用料 配食 西部会館 @3,000円×90回 270,000円 会食 文化会館 @3,000円×4回 12,000円 西部会館 @3,000円×4回 12,000円 食事サービス委員会情報交換会議 文化会館 @3,000円×4回 12,000円 検便代 @380×65人(従事者) 24,700円
合 計	730,700	

(エ) 事業収支決算

経費区分等	金額 (円)	内 訳
-------	--------	-----

消耗品費	410,472	手作り弁当用米代、容器代
使用料	306,000	会食会 文化会館 (@3,000円×4回) 委員会会議 (@3,000円×4回) 会食会 西部会館 (@3,000円×4回) 配食サービス 西部会館 (@3,000円×90回)
合 計	716,472	
補助金充当分	716,472	

(5) A地域各会館運営委員会規定等

A地域各会館運営委員会規定の主なものは、次のとおりである。

ア 各運営委員会規定

A地域には、「A文化会館運営委員会規定」、「A東部社会福祉会館老人憩いの家・運営委員会規定」、「A西部会館運営委員会規定」及び「A社会福祉会館老人憩いの家・運営委員会規定」があり、それぞれの規定に次の条項がある。

会館は次の場合の他は使用料を徴収する。

- 1 公共的の集会（委員会が認めた団体主催のもの）
- 2 その他委員会が承認したもの

イ 会館運営委員会の規定

「A文化会館運営委員会規定」及び「A西部会館運営委員会規定」には、それぞれ次の条項がある。

会館の円滑なる管理運営を図るため、運営委員会をおく。運営委員会には次の役員をおく。

文化会館

委員長1名（社会福祉協議会会長）、副委員長1名、会計1名、監事2名

西部会館

委員長1名（社会福祉協議会会長）、副委員長若干名、会計1名、監事2名

ウ 社会福祉会館・文化会館・西部会館 利用料規定

(ア) A東部社会福祉会館（文化会館）

利用場所	利用料金
1階座敷	1,000円

(イ) A社会福祉会館（西部会館）

利用場所	利用料金
1階座敷	3,000円

エ 社会福祉会館・文化会館・西部会館の会館名称・会館利用料金について

平成25年5月16日に開催したA文化会館及びA西部会館運営委員会での決定

事項であると、各運営委員会の委員長、副委員長及び会計の連名で、次の事項について、平成27年2月12日に行政委員会事務局に報告された。

(ア) 会館名称の変更

会館名称は、A文化会館及びA東部社会福社会館老人憩いの家は「A文化会館」となり、A西部会館及びA社会福社会館老人憩いの家は「A西部会館」に変更されている。

(イ) 利用料の規定

A文化会館及びA西部会館を地活協事業で利用する際の、利用料を定めており、カラオケについては両会館とも1,000円と定めている。

(6) 補助金交付決定取消通知、補助金返還命令通知等

ア 補助金交付決定取消

監査対象区は、平成27年3月9日付け大阪市指令住江政第350号により、A地活協会長あてに「大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書」を通知した。その主な内容は次のとおりである。

(ア) 取消金額 205,500円

(イ) 内 訳 取消の内容 地域福祉活動推進事業 カラオケ情報料
活動費補助金178,500円、運営費補助金27,000円

(ウ) 取消しの理由

平成25年度大阪市住之江区地活協補助金実績報告書及び添付書類に計上している補助金充当額に誤りがあったため、大阪市住之江区地活協補助金交付要綱第14条第1項第1号に基づき、交付決定の一部を取消す。

イ 返還命令通知

監査対象区は、平成27年3月9日付け大阪市指令住江政第351号により、A地活協会長あてに「大阪市住之江区地域活動協議会補助金返還命令通知書」を通知した。その主な内容は次のとおりである。

(ア) 返還金額 205,500円

大阪市住之江区地活協補助金交付要綱第16条第1項に基づく加算金（年利10.95%）については、返還金納付後、別途通知する。

(イ) 返還期限 平成27年5月29日

返還期日までに納付されなかった場合は、大阪市住之江区地活協補助金交付要綱第16条第2項に基づき延滞金（年利9.1%）を加算する。

ウ 防犯協会A支部の総勘定元帳

平成27年3月10日に防犯協会A支部の総勘定元帳（1頁分の（写））が提出され、平成27年3月2日に保険料戻り51,800円と借方金額欄に計上されていた。なお、監査対象区によると、防犯協会A支部は51,850円を入金したが、総勘定元帳への記載を51,800円と誤ったとしている。

2 監査対象区の陳述等

(1) 陳述

大阪市では、高齢化の進展などに伴い年々拡大しつつある地域課題に対応できる大きな公共の形成などをめざし、平成24年に「市政改革プラン」を策定した。

各区では、このプランに基づき、日々の暮らしに身近な小学校区単位の地域において、各種地域団体等が、つながり合い（連携）、力を合わせ（協働）、自律的な地域運営を行う、いわば「地域単位の住民自治の仕組み」としての地活協の形成を市民の皆さまに提案し、進めてきた。

住之江区でも、A地域を含む全14地域において、平成24年度末に地活協が設立されている。

しかし、いくら各種団体等がひとつの地活協の傘のもとに集まっても、補助金が従前どおり行政の縦割りによって各種団体ごとに別々に交付されるのでは、住民自治は進まない。

そこで、従前、区役所や各局から各種団体ごとに別々に交付していた補助金類を一本化し、地活協に対し一括して渡し、地域の判断により柔軟に活用していただくことになった。これが「地活協補助金」（通称「一括補助金」ともいう。）で、平成25年度からスタートしている。

「柔軟に活用」といっても、その範囲は無制限ではない。補助の対象となるのは、最大でも「防犯・防災」「子ども・青少年」「福祉」「健康」「環境」「文化・スポーツ」の6つの分野において、当該地域の住民全体を対象として行われる市民活動であること等が必要である（地活協に対する補助金の交付の基準に関する要綱第4条第1項、大阪市住之江区地活協補助金交付要綱第2条第1項）。

また、民主的なプロセスを経ることも必要で、地活協構成団体のメンバーでつくる「運営委員会」において、地域が自主的に計画した活動内容、予算、決算などを承認するという仕組みが規定されている（地活協に対する補助金の交付の基準に関する要綱第4条第1項第5号、大阪市住之江区地活協の認定に関する要綱第4条第8号、大阪市住之江区A地活協規約第12条）。

なお、公金の不適正支出防止のため、地活協補助金が適正に使われたかを厳正に審査することが必要であるが、これを越え、自主財源等の用途までを区役所が審査することは住民自治を犯しかねず、また、地域負担を増大させるものでもあり、補助金交付要綱により、補助金対象経費についての、領収書や収支決算書などを提出していただくこととしている。

請求に対する見解について、本件請求では、請求人は、A地活協に対して区が交付した平成25年度の地活協補助金を問題とされているが、その対象となった地域活動のうち、「青パト活動事業」「カラオケ事業」「食事サービス事業」について具体的な指摘をされているので、順に説明する。

まず、青パト事業の概要について、青パト事業は、防犯のため、町会長など地域ボランティアの皆さんが交替で青色パトロールカーに乗車し地域内を巡回する事業で、① 平日の昼間（主に小学生の下校時間）と、② 平日の夜間（午後5時頃から午後8時頃にかけて）と、日に2回実施されている。

平成25年度の巡回実績は年間208日、延べ374回である。また、巡回に参加したボランティアの方は56名である。実施主体は、防犯協会A支部である。

請求人の主張とそれに対する陳述について、「防犯協会A支部は地活協の構成団体ではない。」との請求人の指摘についてであるが、たしかに「防犯協会A支部」は地活協の構成団体ではないが、青パト巡回が地域防犯に大いに有効であることから、青パトに対する補助制度がなくなったのを機に、平成25年度から、「防犯協会A支部」の運行する青パトの、自動車保険料、駐車場代、車検代等を負担することを地活協の事業とする旨運営委員会が承認したもので、このこと自体なんら問題ない。

次に、「自動車保険料、車検代の領収書等は地活協宛に改ざんされた形跡が見られる。」「9月10日付けB自動車91,000円の車検代領収書の宛名は地活協名を張り付けてコピーした跡が見られる。」との主張について、当区の職員が原本を確認したところ、改ざんされた事実は認められなかった。

「地活協と防犯協会から補助金を二重に交付されているのではないか。」「前年度までは防犯協会からの補助で運営されていた。」との指摘について、大阪府防犯協会連合会及び住之江防犯協会に確認したところ、両防犯協会からA地域の青パト事業に対して、平成25年度も含め、これまで一切補助金を交付していないとの回答をいただいております、「地活協と防犯協会からの補助金の二重交付」の事実は認められなかった。

「駐車場代金領収書に住所記載がなく、2枚の領収書の宛名が異なっている」との主張について、そもそも住所は領収書の必須記載事項ではなく、住所記載がないこと自体は特に問題とするに当たらないものと考えている。

また、宛名の相違については、聞き取り調査を行ったところ、2枚のうち1枚は「A地域活動協議会」とすべきところを「A地域活動委員会」と誤って記載した単純ミスであった。「A地域活動委員会」という団体は存在せず、名称の類似性から「A地域活動協議会」あての領収書と推認されるところであり、架空の領収書であるとの事実は認められなかった。

「青パト事業全体の収支内訳のわかる資料が提出されていない。」との主張について、区としては、公金の適正支出のため、補助金交付要綱により、当該補助金対象経費についての収支決算書の提出を求めており、それが提出されているので、特に問題とするに当たらないものと考えている。

地域福祉推進活動事業（カラオケ事業）の概要について、A地域の老人会の連

合体である「老人クラブ連絡会」に所属する12の老人会が、A文化会館及びA西部会館において、高齢者の健康維持を目的として、毎月28回（各会館14回）実施している事業である。

老人会のメンバーはもちろんだが、老人会に入っていない方でも誰もが参加できる事業で、毎回、老人クラブの会員を中心に、3～20名が参加されている。

周知については、老人会の会員が各町会において、ふれあい喫茶や敬老会などの地域行事等に際して行っている。

請求人の主張と、それに対する陳述について、「カラオケ事業や会館運営等それぞれの全体の収支が明らかでない。」との指摘について、区としては、公金の適正支出のため、補助金交付要綱により、当該補助金対象経費についての収支決算書の提出を求めており、それが提出されているので、特に問題とするに当たらないものと考えている。

会館運営については補助金が充当されていないため、収支決算書の提出を求めている。

「『カラオケ』は、一部グループの同好会活動であるから、補助金から情報料すべてを充てるのは公平・公正ではなく、補助金充当に適当でない。」等との主張について、本件カラオケ事業については、老人クラブ連絡会も出席した運営委員会において誰でも参加できる地活協の活動の一環とされ、そのため、経費のうち情報料及び会館使用料について地活協補助金を充当する旨運営委員会において承認されたものであり、特に問題ないものと考えている。

「会館の規約には、地域住民全体に関する会場使用に関しては無料と定めている。」等と、本件カラオケ事業にあたり地活協が会館使用料を負担したことへの疑義を呈している指摘について、会館使用料の要否及び額については、会館運営委員会規定において、会館運営委員会で決定することとされているが、平成25年5月に、それぞれの会館運営委員会において、地活協の事業ごとに会館使用料の要否及び額について決定され、それに従いA地域協は会館に使用料を納めており、特段の問題はない。

ちなみに平成24年度までは、老人憩いの家の運営に対して市から直接個別の補助金が憩いの家運営委員会に交付されていたため、老人会などからは会館使用料を徴収していなかったが、住之江区においては、25年度から老人憩いの家運営補助金が廃止されたこともあり、25年度から多くの地域活動について使用料を徴収している。

食事サービス事業は、A高齢者食事サービス委員会が地域内の65歳以上の高齢者を対象に実施している事業で、①配食、②会食、それに③「さくらカーニバル」の3種類がある。

うち、配食は、週2回、寝たきりや自炊できない高齢者に食事を配達する事業

であり、会食は、A西部会館とA文化会館でそれぞれ年4回、高齢者に食事を提供する事業である。また、「さくらカーニバル」は、A河川敷で春に花見をする際に食事を提供する事業である。

いずれも対象者であれば誰もが利用できる事業であり、ポスター掲示等で周知されている。

平成25年度実績として、配食は年間6,112食、会食は年間702食、さくらカーニバルは500食が提供されている。

請求人の主張とそれに対する陳述について、「事業全体の収支不明。」「個人負担額や配食数等の記録なし。」「配食サービスの弁当数不明、その他の行事での弁当販売数も不明。」との指摘について、これまでも説明したが、区としては、補助金交付要綱により、当該補助金対象経費についての収支決算書の提出を求めている、事業全体の収支や個人負担額についてまでは求めている。弁当販売数は、実績報告書に記載されている。

「寝たきり、一人世帯の高齢者世帯に対する食事サービスというが、配食申込みを募るわけでもなく、どのようにサービス対象者を決めているのか知らされていない。」との指摘について、配食については、各町会ごとにおられる福祉ボランティアである地域ネットワーク委員が対象者を把握し、対象者へのお知らせ・説明や、利用申込の受付を行っている。

対象者から申し込みがあれば誰にでもサービスを提供しており、サービス対象者を絞る等の事実は認められなかった。

「配食を受ける対象者は65歳以上が817世帯（41.85%）と言われるが、実際に配食を受けている世帯は1割にも満たない。」「会食会を年8回開催しているが、寝たきり高齢者は参加できない。」との主張について、配食については、65歳以上の高齢者のうち、寝たきりや自炊できない高齢者を対象とし実施されており、全世帯が対象というわけではない。対象者については、各町会に配置されている地域ネットワーク委員が把握し、前述のように、年間6,112食を届けている。

「地活協の目的である広く地域住民の福祉のために誰もが気軽に参加できる事業が展開されている状況にない。」「住民には事業の詳細がほとんど一部を除き知らされていない。」との指摘について、配食、会食、さくらカーニバルすべてが、対象者であれば誰もが利用できる事業であり、地域内掲示板や食事サービスボランティア宅など約90カ所へのポスター掲示、年間の地域行事の予定や内容を掲載した行事カレンダーの全戸配布等の手段により周知が行われている。

「会館使用料の領収書に26年度発行のものが混入している。」「領収書のまとめ発行の疑いがある。」という主張について、高齢者食事サービス事業（西部会館配食分）平成25年4月から9月分会館使用料の領収書について、まず、発行年については、調査の結果、「平成25年」とすべきところを「平成26年」と記載してしまっ

た単純ミスであり、偽造・変造を疑わせるような事実は認められなかった。発行年月日が同一であることについては、平成25年度の地活協補助金の区からの交付が平成25年9月18日になったことから、地活協が、平成25年4月から9月分会館使用料を一括して9月30日に会館運営委員会に支払ったことによるもので、特に問題はない。

以上から、補助金支出について、不正の事実は認められず、「青色パトロール活動事業」にかかる地活協補助金315,000円、「地域福祉活動推進事業」にかかる地活協補助金1,673,310円、「食事サービス事業」にかかる地活協補助金716,472円の合計2,704,782円の返還を求める理由はないと考える。

次に、「違法な区長判断」を理由とする全額返還請求及び区長の処分請求について、平成25年度のA地活協への地活協補助金4,290,000円全額の返還を請求し、証拠として、住之江区長から上司あてのメールの写しが提出されている。

私が、平成26年12月26日に、上司あて作成途中であったメールを誤ってある区民の方に誤送信したことがあった。

このメールには、本人にかかる記述が数か所あり、なかには伝聞にすぎないことや失礼な表現が含まれており、このようなメールを、たとえ推敲前の誤送信とはいえ本人送信し、感情を傷つけたであろうことについては大変申し訳なく思っており、誤送信の当日には本人宅を訪問し封緘した本人あてお詫び状を家族の方に手渡し、12月29日には本人宅で本人に直接謝罪をした。

また、本年1月13日には本人から「住之江区長の誤送信メールに対する質問状」という文書をいただき、これに対する1月27日付けの回答においても重ねてお詫びをした。

メール誤送信により本人の感情を傷つけたであろうことについて、深く反省している。

ただし、このことと、補助金が適正に使われたかどうか、公金の違法不当な支出があったかどうかということとは無関係であり、請求人の主張である25年度のA地活協への補助金全額4,290,000円の返還を求める理由はないものとする。

なお、請求人は「個人情報漏えいや人権侵害等違法行為についても相応の処分」を求めているが、私がメールを誤送信した相手方は本人であり、本人の個人情報漏えいには当たらないものと考えている。

(2) 追加説明

ア 事業別収支決算書について

区陳述では、「自主財源等の使途までを区役所が審査することは住民自治を犯しかねない、補助金交付要綱により、補助金対象経費についての、領収書や収支決算書などの提出を求めている等」との見解を示したが、監査委員の指摘を受け、当区としては、「会計の透明性をより一層図るため、平成26年度事業別収支

決算書及び平成27年度事業別収支予算書より事業全体の収支が把握できる様式に変更する予定」としている。

イ A地活協における「青パト事業」の位置づけについて

区陳述では、「防犯協会A支部」の運行する青パトの、自動車保険料、駐車場代、車検代等を負担することをA地活協の事業とする」との見解を示したが、A地活協における「青パト事業」とは、「防犯協会A支部」が運行する青パトの、自動車保険料、駐車場代、車検代等の経費負担及び人的な協力を行うことである」と考える。

ウ 青パト保険料について

区陳述では、「A地活協と防犯協会から補助金を二重に交付されているのではないか。」等の指摘に対し、「大阪府防犯協会連合会及び住之江防犯協会に確認したところ、両防犯協会からA地域の青パト事業に対して、平成25年度も含め、これまで一切補助金を交付していないとの回答を得ており、「A地活協と防犯協会からの補助金の二重交付」の事実は認められなかった。」との見解を示した。

しかし、今回の住民監査請求に係る調査において防犯協会A支部の25年度の決算書を確認したところ、A地活協の補助対象経費とされた保険料51,850円について、防犯協会A支部から支出されていたことが判明した。

もともと25年度の事業計画において青パトの保険料等をA地活協が負担するというようになっており、これにしたがい、A地活協は防犯協会A支部に25年度のうちに51,850円を支払った。しかしながら、補助金を受け取った防犯協会A支部長は会計担当者に入金処理の指示を行うことを失念していたため、防犯協会A支部の25年度の決算書へのA地活協からの補助金収入の記載が漏れた。

今回の調査によって防犯協会A支部はそのことに気づいたため、平成27年3月2日になって、51,850円の入金処理を行った。地域としては、これで問題は解消したと説明している。

区としては、年度をまたがってはいるが、この入金処理が事実であれば、実質的に、補助目的は達成されたこととなり、本市としては損害を被ったことにはならないものと考えられるため、A地活協あて補助金の返還請求は行わないこととする。ただし、防犯協会A支部の申し出内容が確認できる通帳等の提出を求めているものの、現時点で提出がなく、事実確認ができていないため、今後も引き続き、事実確認ができる書類の提出を求め、万一、確認した事実が防犯協会A支部の申し出内容と違った場合には、返納するよう求める。

エ カラオケ情報料について

区陳述では、「カラオケ情報料を補助金充当することについては、運営委員会の承認を得ていることから問題ない」と考えるが、A地活協に対し調査を行った

結果、カラオケ情報料390,600円のうちの178,500円については、利用団体の自己負担金であり、利用団体が直接業者に支払っていたにも関わらず、A地活協は、その金額も含めた390,600円に補助金を充当していた。しかし、178,500円については、利用団体が既に支払っており本来補助金を充当する必要はないと考える。

さらに、A地活協が本来補助金を充当すべきでない178,500円を、26年度のカラオケ情報料に充てることは、単年度会計の原則からは不適切な会計処理であると考えられる。

このことから、A地活協に対し、地活協補助金より充当されたカラオケ情報料390,600円のうち178,500円を返納するよう求める。

オ 今後の地活協への指導について

今後再び青パト保険料やカラオケ情報料と同様の会計処理のミスが起こらないよう、監査対象区としては、会計帳簿や議事録の作成等について地活協を丁寧かつ厳格に指導するとともに、地活協以外の団体と補助対象事業を実施した場合は、事業実施主体や当該実施主体と地活協の関わり方、補助金が適正に使用されているか等について厳重にチェックする。

3 現地調査

平成27年3月3日に行政委員会事務局職員が関係人から説明を受けた内容や確認内容の主なものは、次のとおりである。なお、A地活協の通帳では、数十万単位ごとの出金となっており、平成25年度末にすべての補助金は引き出されていた。

(1) 青パト事業

自動車保険料の収入、支払いの確認のため、同支部の通帳の閲覧を求めたが提出されなかった。なお、次の事項の説明を受けた。

- ・平成25年度自動車保険料は、防犯協会A支部の口座から引き落とされた。
- ・防犯協会A支部は、A地活協から保険料相当額の補助金は受け取った。
- ・防犯協会A支部の平成25年度決算書にA地活協からの補助金収入記載が漏れ、今年の年末の総会で決算を修正する。

(2) カラオケ事業

カラオケ情報料の各老人会の自主負担額について、老人クラブ連絡会のノートには、各老人会から受け取った金額が記載されており、その合計は、178,500円であることを確認した。なお、当該金額については、直接業者に支払っている旨の説明を受けた。

(3) 食事サービス事業

配食者名簿や惣菜材料費、調味料等の費用が記載された資料を確認した。なお、会食については、文化会館、西部会館に分かれ実施し、その後、同日に西部会館に

において両館のボランティアが集まり、情報交換会を実施している旨の説明を受けた。

4 関係人調査

平成27年3月6日に監査委員が関係人から説明を受けた内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 青パト事業

防犯協会A支部より、「平成25年度からはA地活協から補助金が交付されると聞いたから申請し、A地活協から保険料相当額の補助金を平成25年11月頃に受け取った。」旨の説明を受けた。また、「平成27年3月2日に防犯協会へ入金したが、1年以上持っていたのは認識不足であった。」旨の説明を受けた。

(2) カラオケ事業

「A地活協が構成されてから、補助金の予算の範囲内でA地活協において決めるように監査対象区から言われていたので、平成25年度は、カラオケ事業を100%の補助とした。」旨の説明を受けた。また、「平成26年度は、A地活協に留保していた分も支払いに充てる。」旨の説明を受けた。

5 争点

(1) A地活協が行った青パト事業、カラオケ事業、食事サービス事業に対する監査対象区の補助は、要綱に則った適正なものであったか。

- A地活協構成団体ではない団体が実施する事業の一部費用を、監査対象区が補助することは要綱上許されるか。
- 事業にかかる一部費用のみを補助することは、要綱上許されるか。
- 事業報告に当たって添付する収支決算書は、事業全体のものではなく一部費用に限定したもので足りるのか。

(2) 交付された補助金は、青パト事業、カラオケ事業、食事サービス事業に使用されたか。

(3) 上記(1)、(2)が否定された場合、監査対象区は、交付された補助金の回収手続きを不当に怠っていないか。

6 判断

以上のような争点につき、事実調査の過程で示された客観的資料や、関係区陳述等に基づき認定された事実から本件請求について次のように判断する。

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金の交付を行う本市職員等としては、「交付先側による不正行為が明らか」あるいは「合理的に疑われるべき具体的な事情」がある場合には、それらを

疑って具体的な調査をすべき職務上の義務があると言うべきであり、それにもかかわらず何らの対応等もとらない場合は、違法不当となる場合があると言うべきである。

以下、これらの観点から個別に検討する。

(1) 監査対象区の補助は、要綱に則った適正なものであったかについて

大阪市市民局は、要綱につき、ひな型を示し、具体的な内容については、各区の裁量に委ねられるとしている。そして、監査対象区は、関係人陳述においては、5(1)につき、いずれも、要綱に反しないと回答している。平成25年度の一連の補助金交付手続きについては、構成団体に属さない団体が行う事業の一部費用の助成を、補助金事業として申請することを認め、補助金を交付しているし、年度の終わりに決算報告として、当該費用にかかる収支のみといった事業の一部についての決算書を提出することを認めている。したがって、上記(1)について、要綱に則ったものであったと判断せざるを得ない。ただし、監査対象区はその後、見解を変えており、構成団体ではない団体が行う事業に対する補助は認められるが、その場合であっても、事業全体の収支決算書を提出し、補助金が正しく使用されたことを確認する必要があると認めている。

しかし、平成25年度当時は、A地活協の補助金申請や収支決算書を適切なものとして受理しているのであり、要綱違反があるとは認定できない。

(2) 交付された補助金が正しく使用されたか否かについて、それが否定された場合、監査対象区は、交付された補助金の回収手続きを不当に怠っていないかについて

ア 青パト事業について

自動車保険料の領収書は、保険会社から防犯協会A支部あてに印字されたもので、書き加えはないが、その他の領収書には、手書きの名宛人とは別に「大阪市住之江区A地活協」と押印されているものがある。行政委員会事務局において確認したところ、それは、領収書が作成された日より後日に、A地活協が押印したものであった。車検代の領収書は、A地活協が保管している原本を確認したが、A地活協名を貼り付けてコピーしたなどの改ざんの事実は認められなかった。防犯協会A支部の平成25年度の決算書を確認したが、保険料を除いては、支出が計上されていないから、補助金を使用したものと認定できる。しかし、保険料については、防犯協会A支部の決算書に保険料の支出が計上されているが、収入欄にはそれに見合った補助金の入金が見合っていない。保険料は、口座振替で、防犯協会A支部から支払われていることは領収書の記載からも明らかであり、補助金が防犯協会A支部の口座に入金されていない限りは、補助金が保険料の支払いに充てられたとは、評価できない。A地活協からは、防犯協会A支部の総勘定元帳の写しが提出されているが、当該ページのみ1枚だけの写しは、客観的資料とは言えないし、むしろ、容易に提示できるはずの通帳の提示をなぜ行わ

ないのかと疑念を持たざるを得ず、防犯協会A支部に入金されたと認定することはできない。

A地活協の通帳を確認したところ、数十万円単位ごとの出金となっており、平成25年度末にすべての補助金は引き出されていた。

関係人調査時に、A地活協は、保険料相当額の補助金は、防犯協会A支部の支部長が保有しており、平成27年3月2日に防犯協会へ入金し、今年の年末の総会で決算を修正する旨の説明を行った。確かに、A地活協の会長と防犯協会A支部の支部長は同一人物であり、A地活協の口座から出金すると同時に、防犯協会A支部に対して支払われたと評価できる余地がないわけではないが、防犯協会A支部の口座に入金されていないことからすれば、入金処理を失念したという説明は、この間、25年度の決算報告や、26年度の補助金助成のための予算申請や26年度の補助金の交付といった一連の手続きを挟んでいることから、にわかには信じがたい。加えて、平成27年3月2日に入金したとしても、26年度の保険料支払いもすでに済んでいることから、保険料相当額が防犯協会A支部の26年度決算において、繰越金として扱われるだけである。青パト事業は、防犯協会A支部が事業主体となっているが、当該団体は、A地活協の構成団体ではなく、補助も事業にかかる費用の一部となっており、このような補助が適切であるかは後で詳述するが、監査対象区は、平成25年度はこういった補助金申請も可として、予算申請を認め、補助金を交付したのであるから、いったん防犯協会A支部の口座に支払われたのであれば、監査対象区はA地活協に返還を求めることはできないと判断せざるを得ない。

青パト事業の保険料について、防犯協会A支部は、補助金が充当された保険料相当額を同支部の口座に入金したと説明しているため、今現在も、監査対象区は、入金された事実を示す客観的資料による確認を求めている。したがって、本市職員等による違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとまでは言えない。なお、青パト事業のガソリン代、駐車場代及び車検代については、監査対象区も領収書によって、支払先も含めて、支払いそのものを認めているのであるから、「交付先側による不正行為が明らか」あるいは「合理的に疑われるべき具体的な事情」があるとまでは言えない。

イ カラオケ事業

A地活協が、補助金の申請を行ったカラオケ事業は、カラオケ情報料及び会館使用料の補助である。

行政委員会事務局において確認したところ、老人クラブ連絡会のノートには、各老人会から受け取った金額が記載されており、カラオケ情報料として、12町会の老人会が、平成25年度は、合計178,500円を自主負担し、老人クラブ連絡会が取りまとめて、直接業者に対して支払っていた事実があるが、他方で、補助

金が入金された事実はない。

行政委員会事務局が、A地活協の通帳を確認したところ、出金は、数十万円単位で行われており、平成25年度末にすべての補助金が引き出されていた。

したがって、平成25年度のカラオケ情報料の補助金決算額は、1年間のカラオケ情報料と同額の390,600円であることからすると、各老人会が自主負担として業者に支払った額に相当する178,500円が留保されていることになる。

監査対象区は、補助金充当に誤りがあったとして、178,500円（及びそれに伴う運営費補助金27,000円）をA地活協に平成27年3月9日付で返還を求めている。

カラオケ事業による各会館使用料補助については、A地活協運営委員会では議事録が作成されておらず、同運営委員会において上記事項が承認されたという事実を客観的資料によって確認することはできなかった。議事録を作成していないことは、後に詳述するように不適切ではあるが、議事録が作成されていないからといって、会議が開かれず、運営委員会の決定もなかったとまでは言えない。

この問題は、それまで無料であった会館使用料を、有料として補助金申請することが適切かどうかの問題であるが、この点について、監査対象区は不適切であると積極的に判断していない。したがって、事業別収支決算書に、補助金を充当した各会館使用料相当額の領収書が添付されており、監査対象区も決算報告を受理している以上、会館使用料についても補助金事業として認められたものと判断せざるを得ない。

上記のことから、補助金に充てられたとは言えないカラオケ事業の情報料については、補助金交付の一部に不適正なものがあるため、監査対象区は速やかに返還を求めるべきであるが、監査対象区は、178,500円（及びそれに伴う運営費補助金27,000円）の返還を求めているので、本市職員等による違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとまでは言えない。また、カラオケ会館使用料は「交付先側による不正行為が明らか」あるいは「合理的に疑われるべき具体的な事情」があるとまでは言えない。

ウ 食事サービス事業

監査対象区は、補助金交付要綱により、当該補助金対象経費の収支決算書のみの提出を求めており、その提出で足りるとしていた。

また、弁当提供食数は、食事サービス事業の事業別実施報告書に記載されており、対象者であれば誰もが利用できる事業であり、周知のためにポスター掲示等がなされた事実が認められる。

食事サービス事業全体の収支は明らかではないが、事業別実施報告書には年間の配食数、会食数は、記載されていたし、現地調査では、配食者名簿や惣菜材料費、調味料等の資料が確認できた。

会館使用料の領収書の発行年については、「平成25年」とすべきところを「平成26年」と記載したミスという主張もまったく不自然とは言えないし、発行年月日が同一であることについても、補助金の交付日からすると不自然なものとは認められないから、会館使用料に充てたと認めることができる。

したがって、食事サービス事業について、「交付先側による不正行為が明らか」あるいは「合理的に疑われるべき具体的な事情」があるとは言えない。

エ まとめ

青パト事業の保険料部分と、カラオケ事業の各老人会負担分の情報料については、補助金を充てたとは認定できないので、監査対象区としては、速やかに返還を求めるべきであるが、青パト事業の保険料について、入金された事実を示す客観的資料による確認を求めており、また、カラオケ事業の情報料については、補助金交付の一部に不適正なものがあるとして、178,500円の返還を求めていることから、本市職員等による違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとまでは言えない。その他、青パト事業のガソリン代、駐車場代金、車検代、カラオケ事業のカラオケ会館使用料及び食事サービス事業については、「不正行為が明らか」あるいは「合理的に疑われるべき具体的な事情がある」とまでは言えず、返還を求めるべき債権が本市に存在しているとは言えない。

従って、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求人の主張はその前提を欠くと言うほかない。

7 結 論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。

(意見)

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、地活協設立の目的は、新たな地域コミュニティ支援事業として、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することである。

そして、平素、地活協をはじめ地域の活動に尽力されている方々には、敬意を表するものである。

言うまでもなく補助金は公金であり、交付する監査対象区は、公益上の補助の必要性や妥当性を検証して交付すべきもので、交付される地活協には厳正な会計処理と説明責任が求められている。

しかし、今回の監査により、A地活協が、規約にある議事録を作成しておらず、いかなる事業を補助金対象事業として選定するかその決定過程を記録していなかった

他、補助金の支出において、いつ、誰に、いくら補助金を支払ったのかという記録を残していなかった事実、A地活協の構成団体でない団体に対しても、その事業の一部の費用を補助していた事実が見受けられた。また、監査対象区は、A地活協の構成団体でない団体に対しても、その事業の一部の費用を補助することを内容とする補助金申請及び事業全体でなく事業の一部を補助金対象とした申請を認め、当該部分を対象とする決算報告のみで、事業の決算報告を受領していた事実が見受けられた。その結果、補助金交付団体に対して、当該団体の全体の収支決算書により事業収支を確認することは行っておらず、補助金の交付を受けた団体が補助金を、年度を越えて処理することを認め、あるいは交付された補助金が現にどのような形で保管されているか確認できない状態が生じるなどの不適切な事務処理が見受けられた。

以上の不適切な事務処理が行われた原因としては、まず第1に、A地活協が、ごく基本的な出納事務の記録そのものを行わず、また、それを客観的に確認できる資料(領収書や振り込みの控え)を残さないなど、会計処理全般が杜撰であったこと、A地活協の会長が、構成団体の代表を複数にわたって兼ねており、現金の授受を記録化していなかったことと相俟って、団体間の金銭の授受が不透明となっていたことがあげられる。A地活協としての収支決算書が作成されていないことや、議事録が作られていなかったことは、極めて遺憾と言わざるを得ない。

地活協が、新たに認定された団体であり、補助金を一括して受領し、構成団体へ交付するシステム上、金銭の授受については、その証跡を残すことは重要である。ただし、これは、地活協だけの責任ではなく、新たな制度であることを考えれば、監査対象区及びまちづくりセンターが、より積極的に指導すべきことであった。ところが、監査対象区は事業の一部費用の補助といった申請や、A地活協構成団体ではない団体への費用の一部補助といった申請内容を認め、他方でA地活協から提出を受けた事業別収支決算書の精査を十分に行わず、補助金が対象となった事業に真に使用されたかを確認していなかった。

監査対象区及びまちづくりセンターは、A地活協に基本的な事務や会計のルールが十分に整備されておらず、運用に不慣れであることを認識して、十分な指導・支援を行うべきであった。また、A地活協は、開かれた組織運営及び透明性のある会計処理を行うといった意識をもって、事務処理に当たるべきであった。

今回、監査対象区がA地活協に対し、青パト事業に関して、車両の保険料が青パト事業を実施した防犯協会A支部に入金された事実を確認するべく、通帳の開示を求めており、客観的な資料の提示を求めている最中であり、現時点では怠る行為があると言えないと判断したが、相当な期間を経ても客観的資料(総勘定元帳の1頁の写しを除く)の提示がない場合は、保険料相当額の返還を求めるべきであるし、平成26年度の青パト事業の補助についても、補助金が適正に交付され、使用されているかを確認するべきである。

また、青パト事業に関しては、A地活協の構成団体ではない団体が実施する事業の一部費用を補助するという形態となっており、監査対象区においては、A地活協の構成団体ではない団体への事業補助を認めるのか、また、今回のように事業の一部費用の補助といった形を認めるのか、その場合には補助の必要性をいかに判断するのか、補助事業全体の収支が明らかになるような資料の提出を求めるべきではないのかといった点を改めて検討し、適切な措置を講じるべきである。青パト事業への補助につき、A地活協は運営委員会が承認したと主張するが、同委員会では規約に定められた議事録を作成しておらず、上記事項が承認されたという事実は確認できなかった。

また、青パト事業そのものは、防犯協会A支部が自主事業として実施しているが、他団体から支払われる負担金で、事業実施そのものは十分に行えた可能性があることを考えると、A地活協がことさら費用の一部を負担する必要があったのか疑問が残る。

カラオケ事業についても、現に返還を求めているということで、怠る事実はないと判断したが、平成26年度のカラオケ事業についても、補助金申請額の適否や、交付額の適否を、これから提出される決算報告書において確認すべきである。

食事サービス事業については、青パト事業やカラオケ事業のような不適切な会計処理は、事実として認定できなかったが、これは、調査したものの、食事サービス事業全体について、監査対象区も把握しておらず、不適切と積極的に認定するに足る資料を入手できなかったことによるもので、食事サービス事業全体について、適切に行われたと積極的に判断したものではない。監査対象区は、先にも述べたように、事業の一部に関する費用を補助するという内容の補助金申請を、是とするか否かを、まず明らかにすべきである。そのうえで、事業全体を見ないことには補助金が適切に使用されたか否かを明らかにすることができないことは、今回の住民監査請求で明らかになったのであるから、食事サービス事業についても、監査対象区の権限において、補助金が適切に使用されているかを、事業全体の収支を確認することによりチェックすべきである。

以上、整理すると、「事業が適正に行われ、補助金が適正に交付されたか」を明確にするため、監査対象区は、

- 補助金申請の対象について、事業の一部費用の助成を認めるのか、地活協構成団体ではない団体であっても認めるのかを検討し、また、認める場合は、要綱で提出を求めている事業別収支予算書、決算書等については、補助金対象部分のみの収支を示すもので足りるとしていたこれまでの見解につき、今回の件を受けて、実施事業の適正性や会計の透明性をより一層図るためには、補助事業全体の収支を明らかにするものに変更する必要があるか否かを検討されたい。
- 地活協構成団体以外の団体へ補助金を支出する場合はもちろんのこと、地活協の構成団体に補助金を支出する場合であっても、当該団体の決算書により自主財源や

他団体からの補助金を確認するなど、その団体の財政状況を勘案し、真に補助金が必要である団体かについて一定の検証を行ったうえで補助を行うなど、補助の適正性を確保すること。

- 地活協が、まったく予算計上をしていない事業に補助金を充当する場合には、その事業が補助金の交付要件に合っているかを事前に審査すべきであることから、予算流用ができる「軽微な流用」の範囲を明確にし、事業間の流用については、原則として変更申請書の提出を求めるなど厳正に審査を行うこと。

といった事項を達成し、また、再発防止のため、必要に応じて、地活協補助金交付要綱を見直すなど、速やかに地活協補助金制度の改善を図るべきである。

また、A地活協は市からの補助金受領後、収支が明確となる書類を整備しておらず、補助金の交付先にいつ補助金を支払ったかなどの状況がわからないといった不適切な会計処理を行っている。よって、監査対象区は、

- A地活協が、住民から疑義を持たれない「開かれた組織運営」及び「会計の透明性」を確保でき、自律的な地域運営の仕組みづくりがなされるよう徹底した指導、支援を行うこと。
- 今回の監査において、補助金が目的どおりに使用されたかの確認が不十分であったことが明らかになったので、監査対象区は、改めて、今回補助対象とした事業について、平成25年度及び26年度について十分な調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。

といった事項を達成するべきである。

また、A地活協は、補助金が公金であり、厳正な会計処理と説明責任が求められていることに鑑み、

- 補助金事業の決定などA地活協としての意思決定が後日検証できるよう議事録を作成すること。
- A地活協から構成団体へ補助金を交付する場合は、構成団体の長個人に支払うことを避け、構成団体が事業資金を保管する口座に対して振り込むなど、交付の証拠を残すこと。やむなく長個人に支払う場合は、支払期日・金額等明らかにできるように、領収書を取得すること。
- A地活協は、補助金交付事業につき、収支報告書を作成すること。

といった事項を達成するべきである。

今回、住民監査請求について、怠る事実があったとまでは言えないということで棄却し、また、具体的な事実の提示がないということで一部却下したが、監査対象区においては、補助金交付要綱の運用に問題はなかったかを検証のうえ、A地活協のみならず、区内の地活協すべてにつき、適切な補助金申請、適切な補助金使用が行われたかを確認のうえ、区民に対して説明責任を果たされたい。

大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）

当該要綱の主な内容は、次のとおりである。

（補助の対象）

第 2 条 活動費補助金における区長が指定する補助の対象となる市民活動の分野は、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツとする。

- 2 前 1 項の市民活動には、本市との協働による社会教育事業を含むものとする。
- 3 前 2 項の社会教育事業とは、学校・家庭・地域が一体となった子どもに関する事業、地域住民が継続的に行う生涯学習やスポーツ活動を推進する事業などをいう。
- 4 活動費補助金における補助の対象となる経費のうち、主なものは次のとおりとする。

経費区分	内容等
消耗品費	・概ね一年以内に消耗するもの ・最小限の食材費等
燃料費	・自動車等を使用した活動に係る燃料代
保険料	・各種保険料
使用料及び賃借料	・会場借り上げ経費及びリース料等
公課費	・自動車税、軽自動車税等

- 5 活動費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、前 4 項に定める経費の額以内の額とする。

（交付申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付申請書に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、事業開始 30 日前までに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 年間事業計画書
 - (2) 事業別実施計画書
 - (3) 事業別収支予算書
 - (4) 運営費補助金収支予算書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 4 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、活動の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付決定通知書により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

（交付の時期等）

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第12条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、その全部または一部を概算払により交付することができる。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市住之江区地域活動協議会補助金変更承認申請書を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市住之江区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請書を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

- （1）補助事業の名称、開催時期、開催場所、参加人数、周知方法及び事業効果測定に関するもの
- （2）交付決定額内で事業間の予算流用

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市住之江区地域活動協議会補助金実績報告書に大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）年間事業報告書
- （2）事業別実施報告書
- （3）事業別収支決算書
- （4）運営費補助金収支決算書
- （5）経費の支出を確認できる領収書の写し等
- （6）補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿等
- （7）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪府住之江区地域活動協議会補助金額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不適切な会計処理を行ったとき

(2) 政治的行為を行ったと認められるとき又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行ったとき

(3) 地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（以下、「基準に関する要綱」という。）第4条第1項の認定を取り消されたとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消をした場合は速やかにその旨の理由を付して大阪府住之江区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第3条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

大阪市住之江区A地域活動協議会規約（平成25年3月18日施行）

当該規約の主な内容は、次のとおりである。

第4条（目的）

本会は、A地域を誰もが輝く元気なまちにしてゆくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んでゆくことを目的とする。

第5条（構成）

本会は、前条の目的を達成するために、地域のまちづくりの活動を行う団体（42団体）をもって構成する。

第6条（事業）

本会は、前4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること
- (7) 環境、美化に関すること
- (8) その他、本会の目的を達成のために必要な事項に関すること

なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とした活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第7条（役員）

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 各1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

第11条（運営委員の組織）

運営委員は、各種団体（42団体）から各1名、及び第17条に定める部会長（以下

「運営委員」という。)を委員として組織する。

第12条(運営委員会の議決事項)

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) A地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

第13条(運営委員会の開催)

運営委員会は、会長が召集し、その議長にあたる。

- 2 運営委員の定例会は年4回以上開催し、重要事項を審議する。ただし、運営委員の1/3以上の要請、または、会長が必要と認めた場合には臨時会を開催する。
- 3 運営委員会は、総数の2/3以上の出席を必要とし、会議の議決は出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は議長が決する。

第15条(運営委員会の議事録)

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録は議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

第17条(部会の設置)

会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。